

## 取 扱 基 準

名 称	元気な農業応援事業費補助金 (米対策支援ハード事業、園芸等対策支援ハード事業、ソフト事業)
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	本市農業の持続的発展及び効率的で安定した魅力ある農業の担い手の育成を図ることを目的に、意欲ある農業者が行う経営の複合化や規模拡大、農産物の付加価値向上などによる農業所得の向上に向けた取り組みに対し支援します。
目 標	数値化■ 非数値化□
	認定農業者への農地集積率 75% <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	水田農業、園芸の経営発展等の取組に対し以下の支援を行う。 (1) 機械・施設等整備支援（ハード事業） (2) 取組推進支援（ソフト事業） (3) 施設承継支援 (4) 園芸産地強化支援
補助額及びその算定方法又は補助率	(1) 機械・施設等整備支援 対象事業費 15～300 万円 3/10 以内補助 (一部特例：上限事業費なし補助金限度額 180 万円) (2) 取組推進支援 対象事業費 10～300 万円 1/2 以内補助 (一部種目：3/10 以内補助) (3) 施設承継支援 対象事業費 10～300 万円 4/10 以内補助 (4) 園芸産地強化支援 対象事業費上限なし 1/2 以内補助 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 3 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 5 年 9 月 30 日
終 期	令和 6 年 3 月 31 日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	〔媒体〕 整備した施設・機械等
担当部署	農林水産部 農林政策課 生産政策係 電 話：025-226-1772 (直通) e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp